

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	予防接種関連事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は予防接種関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

徳島市長

公表日

令和4年5月20日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種関連事務
②事務の内容	予防接種法に基づき予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行っている。 定期A類(主に集団予防。重篤な疾病の予防に重点。本人(保護者)に努力義務があり、国は接種を積極的に勧奨)及び定期B類(主に個人予防に重点。本人に努力義務はなく、国は接種を積極的に勧奨していない)のうち政令で定めるものについて、並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法で定める予防接種について、当該市町村に居住する者に対して予防接種の勧奨をし、実施している。また、予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、厚生労働大臣が認定した時は給付を行う。 具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。 ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④委託料の支払い ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給 ⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、接種証明書の交付を行う。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	健康づくり情報システム(予防接種サブシステム)
②システムの機能	・接種者管理機能:世帯情報を週1回更新する ・予防接種履歴の管理機能:種別毎の接種日、回数、実施医療機関等履歴を管理する ・統計処理機能:月毎に各予防接種の支払いを決定する。及び年間統計。 ・予防接種情報照会機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (番号連携システム)
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	新窓口対応システム(庁内連携システム)
②システムの機能	個人情報照会機能 ・住民及び住民登録外者を含む個人情報のオンライン照会を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

システム3	
①システムの名称	中間サーバーシステム
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と徳島市で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保有・管理する。</p> <p>2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4. 既存システム接続機能 中間サーバーと番号連携サーバーとの間で情報照会内容・情報提供内容・特定個人情報(連携対象)・符号取得のための情報等について連携を行う。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保有・管理する。</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバーと情報連携ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 情報提供電文の暗号化及び復号処理、それらに伴う鍵管理を行う。また、照会許可照合リスト情報を情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から取得し、番号連携サーバーに対し配布及び配布管理を行う。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10. システム管理機能 バッチの状態管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (番号連携システム)</p>
システム4	
①システムの名称	個人・法人管理システム(宛名システム)
②システムの機能	<p>1. 個人情報照会機能 住民登録外者を含む個人情報の照会を行う。</p> <p>2. 個人情報更新機能 住民登録外者の個人情報の更新を行う。</p> <p>3. 送付先管理機能 住民登録外者を含む送付先の登録を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (番号連携システム)</p>

システム7	
①システムの名称	衛生システム
②システムの機能	1. 予防接種対象者名簿作成機能 各予防接種対象者を選定し、名簿を作成する機能 2. 予防接種対象者通知作成機能 各予防接種対象者を選定し、通知を作成する機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 （健康づくり情報システム、社会保障関係システム）
システム8	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システムへの接種対象者 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 （
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種関連事務情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の10 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条 番号法第9条第1項 別表第1の93の2 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	①番号法第19条第8号 別表第2 【別表第二における情報照会の根拠】 16の2、17、18、19、115の2の項 【別表第二における情報提供の根拠】 16の2、16の3、115の2の項 ②別表第2省令 【情報照会の根拠】 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 【情報提供の根拠】 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康長寿課
②所属長の役職名	健康長寿課長
7. 他の評価実施機関	
-	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種関連情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種の対象者(対象者が未成年の場合、その保護者を含む)
その必要性	予防接種の接種勧奨や接種歴の管理・健康被害救済制度に関する業務を行うため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報:対象者を正確に特定するために保有 ・連絡先等情報:接種要件を満たしているか確認するため、本人(保護者)への連絡等のために保有 ・健康・医療関係情報:予防接種状況の管理のためや委託料支払いのために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	健康福祉部 健康長寿課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	
③使用目的 ※	予防接種の接種要件を正確に把握するため。	
④使用の主体	使用部署	健康福祉部 健康長寿課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1 対象者選定に関する事務 ・定期予防接種の対象者を生年月日にて確認し、予診票等送付する。 2 委託料支払いに関する事務 ・月毎に接種種別、件数等から委託料を算出する。 3 接種者情報に関する事務 ・予防接種の接種履歴の管理をする。 4 健康被害救済制度が発生した場合の管理 5 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。
	情報の突合	住民票関係情報と突合して、予診票等を送付する <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、市区町村から個人番号を入力し、当市区町村の接種記録と突合する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (5) 件
委託事項1 健康づくり情報システムの維持運用業務	
①委託内容	システムの維持運用業務
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	株式会社 富士コンピュータサービス
再委託	④再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
委託事項2～5	
委託事項2 番号連携システムの運用支援に関わる業務	
①委託内容	番号連携システムの運用支援業務
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	富士通Japan株式会社 徳島支社
再委託	④再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
委託事項3 情報記録物管理業務	
①委託内容	予防接種に関する記録情報の電子記録媒体による保管及び集配業務
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	㈱ワンビシアーカイズ
再委託	④再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項

委託事項4		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 ミラボ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項5		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの入力等業務	
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの入力等	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社徳島データサービス	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		<input type="checkbox"/> 提供を行っている (10) 件 [] 移転を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 行っていない	
提供先1		市区町村長	
①法令上の根拠		番号法 第19条第15号	
②提供先における用途		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	
③提供する情報		市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)	
④提供する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		予防接種の対象者(対象者が未成年の場合、その保護者を含む)	
⑥提供方法		<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [] 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))	
⑦時期・頻度		当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	
6. 特定個人情報の保管・消去			
保管場所 ※		<p>【徳島市における措置】 施錠できる部屋に設置したサーバー内に保管する。サーバーへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要となる。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンター及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存する。</p> <p>【ワクチン接種記録システムにおける追加措置】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</p>	
7. 備考			
<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできなため、消去することができない。			

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<個人情報>

1個人コード、2カナ氏名、3氏名、4性別、5生年月日、6世帯コード、7町丁コード、8番地、9方書、10世帯主名、11郵便番号、12電話番号
13地区コード、14続柄1、15続柄2、16続柄3、17住基区分、18欠格事由、19欠格日

<共通項目>

20医療機関コード、21医療機関名

<各予防接種>

・ポリオ(生ワクチン)

22接種回数、23実施日、24受付日、25市内外区分、26手帳有無、27接種不可理由コード、28ワクチンメーカーコード、29製造番号、30接種量、31副作用コード

・不活化ポリオ

32接種回数、33実施日、34受付日、35市内外区分、36手帳有無、37接種不可理由コード、38ワクチンメーカーコード、39製造番号、40接種量、41副作用コード

・三種混合

42接種回数、43実施日、44受付日、45市内外区分、46手帳有無、47接種不可理由コード、48ワクチンメーカーコード、49製造番号、50接種量、51副作用コード

・四種混合

52接種回数、53実施日、54受付日、55市内外区分、56手帳有無、57接種不可理由コード、58ワクチンメーカーコード、59製造番号、60接種量、61副作用コード

・二種混合

62接種回数、63実施日、64受付日、65市内外区分、66手帳有無、67接種不可理由コード、68ワクチンメーカーコード、69製造番号、70接種量、71副作用コード

・麻しん

72接種回数、73実施日、74受付日、75市内外区分、76手帳有無、77接種不可理由コード、78ワクチンメーカーコード、79製造番号、80接種量、81副作用コード

・風しん

82接種回数、83実施日、84受付日、85市内外区分、86手帳有無、87接種不可理由コード、88ワクチンメーカーコード、89製造番号、90接種量、91副作用コード

・MR混合

92接種回数、93実施日、94受付日、95市内外区分、96手帳有無、97接種不可理由コード、98ワクチンメーカーコード、99製造番号、100接種量、101副作用コード

・日本脳炎

102接種回数、103実施日、104受付日、105市内外区分、106手帳有無、107接種不可理由コード、108ワクチンメーカーコード、109製造番号、110接種量、111副作用コード

・BCG

112接種回数、113実施日、114受付日、115市内外区分、116手帳有無、117接種不可理由コード、118ワクチンメーカーコード、119製造番号、120接種量、121副作用コード

・水痘

122接種回数、123実施日、124受付日、125市内外区分、126手帳有無、127接種不可理由コード、128ワクチンメーカーコード、129製造番号、130接種量、131副作用コード

・子宮頸がん

132接種回数、133実施日、134受付日、135市内外区分、136手帳有無、137接種不可理由コード、138ワクチンメーカーコード、139製造番号、140接種量

・ヒブ

141接種回数、142実施日、143受付日、144市内外区分、145手帳有無、146接種不可理由コード、147ワクチンメーカーコード、148製造番号、149接種量、150初回接種日

・小児用肺炎球菌

151接種回数、152実施日、153受付日、154市内外区分、155手帳有無、156接種不可理由コード、157ワクチンメーカーコード、158製造番号、159接種量、160初回接種日

・高齢者用肺炎球菌

161接種回数、162実施日、163受付日、164市内外区分、165手帳有無、166接種不可理由コード、167ワクチンメーカーコード、168製造番号、169接種量、170料金区分

・B型肝炎

171接種回数、172実施日、173受付日、174市内外区分、175手帳有無、176接種不可理由コード、177ワクチンメーカーコード、178製造番号、179接種量、180副作用コード

・新型インフルエンザ

181接種回数、182実施日、183受付日、184市内外区分、185手帳有無、186接種不可理由コード、187ワクチンメーカーコード、188製造番号、189接種量

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>

・個人番号

・宛名番号

・自治体コード

・接種券番号

・属性情報(氏名、生年月日、性別)

・接種状況(実施/未実施)

・接種回(1回目/2回目/3回目)

・接種日

・ワクチンメーカー

・ロット番号

・ワクチン種類(※)

・製品名(※)

・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)

・証明書ID(※)

・証明書発行年月日(※)

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種関連情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>予防接種履歴の開示を行う場合、「徳島市予防接種記録の開示に関する要領」に基づいて行う。申請書に必要事項を記入し、本人確認書類の提示を求める。複数の担当者によってダブルチェックを行う。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>② 他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。</p> <p>③ 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>④ ③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。 	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	健康づくり情報システム(予防接種サブシステム)からは予防接種関連情報ファイルのみアクセスでき、予防接種業務以外の業務に用いるファイルにはアクセスできないようになっている。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置>・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	健康づくり情報システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにIDとパスワードによる認証及び生体認証による認証を行っている。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。
その他の措置の内容	システムへのログインからログアウトまでを記録し、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人及び操作端末まで特定できる。また、操作ログの記録は、月1回セキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正なアクセスがないことを確認する。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようになっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 <p>②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 <p>③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・目的外の使用の禁止 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を制限・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏えいを防ぐための保管に責任を負う。 ・情報が不要となった時または要請があった時に情報の返還または消去などの必要な措置を講じる。 ・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する。 ・特定個人情報ファイルの取扱いについて四半期に一度チェックを行った上でその報告をする。 ・必要に応じて、本市が委託先の視察・監査を行うことができる。 ・委託契約終了後の特定個人情報ファイルの取扱い ・再委託の禁止 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	-	
その他の措置の内容	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法の規定に基づき認められている特定個人情報の移転について、本業務では具体的にだれに対し何の目的で移転できるかを記載したマニュアルを整備し、マニュアルにしたがって特定個人情報の移転を行う。 ・また、個人情報保護の研修(年1回)を実施し、理解度チェックを行い、マニュアルを理解しているか確認する。 	
その他の措置の内容	<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムでは、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、 ①本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。 ②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。 ・特定個人情報の提供は、限定された端末だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。</p>		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>【番号連携システムにおける措置】</p> <p>①番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証の他、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他にログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>【番号連携システムにおける措置】</p> <p>①情報提供ネットワークシステムへの提供は、番号連携システム以外からできないように、庁内ネットワークシステムを設計及び設定しているため、仕組みとして担保されている。</p> <p>②番号連携システムでは、番号法及び条例上認められる提供以外受け付けないようしており、提供の記録は5年分保存する。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自前で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことでセンシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員・時刻・操作内容を記録するため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員・時刻・操作内容を記録するため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①中間サーバーと番号連携システム・情報提供ネットワークシステムとの間は高信頼性のセキュリティを有する行政専用の総合行政ネットワーク等を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと各団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報にはアクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を各地方公共団体が行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っていない] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—
再発防止策の内容	—
その他の措置の内容	<p>【徳島市健康長寿課における措置】</p> <p>①サーバー設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。また、業務端末については、セキュリティワイヤで施錠し、特定個人情報の照会・更新はエミュレータ経由で行うため、端末内に特定個人情報を保有しない。</p> <p>②不正プログラム対策 コンピュータウイルス監視ソフトを導入し、端末のウイルスチェックを実施している。また、新種の不正プログラムに対応するため、ウイルスパターンファイルを定期的に更新を行う。</p> <p>③不正アクセス対策 不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理・有人監視及び施錠管理を行っている。また、設置場所はデータセンター内の専用領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限・侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を実施する。</p> <p>③中間サーバープラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルを定期的に更新を行う。</p> <p>④導入しているOS及びミドルウェアについては、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける措置></p> <p>【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウド サービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p> <p>【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【徳島市保健センターにおける措置(特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不要になった特定個人情報及びバックアップデータは適時削除する。 ・紙媒体は、保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が経過しているものについては、職員が責任を持って裁断し、個人情報が読み取れない状態で処分業者に引き渡す。 ・データ及び紙媒体どちらの処理においても、廃棄時には廃棄履歴簿を作成し保存する。 	

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>【徳島市における措置】 ①関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、会計年度任用職員を含む。)に対しては、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、研修台帳に記録を残す。 ②委託業者に対しては、契約内容に必要な知識や技術の習得に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ③違反行為を行った関係職員に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を実施する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>
10. その他のリスク対策	
<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、高い技術力を有する運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	徳島市 総務部 総務課 情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市 健康福祉部 健康長寿課 企画担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5523
②請求方法	徳島市個人情報保護条例に基づき、指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	徳島市 健康福祉部 健康長寿課 企画担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5523
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。・情報漏えい等に関する問い合わせについては、関係先等に事実確認を行うための、標準的な処理期間を定めている。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年5月20日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月7日	I - 6. ②所属長	保健センター所長 八幡 建志	保健センター所長 平田 員章	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない。
平成29年7月7日	II - 4. 委託の有無	1件	2件	事後	重要な変更にあたらない。 (リスクを軽減させる変更)
平成29年7月7日	II - 4. 委託事項2 ①委託内容 ②委託先における取扱者数 ③委託先名 ④再委託の有無	—	番号連携システムの運用支援に関わる業務 番号連携システムの運用支援業務 10人未満 富士通株式会社 徳島支店 再委託しない	事後	重要な変更にあたらない。 (リスクを軽減させる変更)
平成29年7月7日	III - 3. 特定個人情報の使用 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	健康づくり情報システムを利用する必要がある 職員を特定し、個人ごとにID及びパスワードに よる認証を行っている。	健康づくり情報システムを利用する必要がある 職員を特定し、個人ごとにIDとパスワードによる 認証及び生体認証による認証を行っている。	事後	重要な変更にあたらない。 (リスクを軽減させる変更)
平成29年7月7日	公表日	平成28年9月23日	平成29年7月7日	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない。
平成30年7月11日	I - 6. ②所属長の役職名	保健センター所長 平田 員章	保健センター所長	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない。
平成30年7月11日	公表日	平成29年7月7日	平成30年7月11日	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない。
令和1年6月26日	公表日	平成30年7月11日	令和1年6月26日	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない。
令和2年10月8日	表紙 評価書名	定期予防接種事務	予防接種関連事務	事前	法改正による

令和2年10月8日	表紙 個人のプライバシーの権利利益の保護の宣言	徳島市は、定期予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	徳島市は、予防接種関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	法改正による
令和2年10月8日	I-1-① 事務の名称	個別予防接種事務	予防接種関連事務	事前	法改正による
令和2年10月8日	I-1-② 事務の内容	<p>予防接種法に基づき定期予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行っている。</p> <p>定期A類(主に集団予防。重篤な疾病の予防に重点。本人(保護者)に努力義務があり、国は接種を積極的に勧奨)及び定期B類(主に個人予防に重点。本人に努力義務はなく、国は接種を積極的に勧奨していない)のうち政令で定めるものについて、当該市町村に居住する者に対して予防接種の勧奨をし、実施している。また、予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、厚生労働大臣が認定した時は給付を行う。具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。</p> <p>①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④委託料の支払い ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給</p>	<p>予防接種法に基づき予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行っている。</p> <p>定期A類(主に集団予防。重篤な疾病の予防に重点。本人(保護者)に努力義務があり、国は接種を積極的に勧奨)及び定期B類(主に個人予防に重点。本人に努力義務はなく、国は接種を積極的に勧奨していない)のうち政令で定めるものについて、並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法で定める予防接種について、当該市町村に居住する者に対して予防接種の勧奨をし、実施している。また、予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、厚生労働大臣が認定した時は給付を行う。</p> <p>具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。</p> <p>①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④委託料の支払い ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給</p>	事前	法改正による
令和2年10月8日	I-3 特定個人情報ファイル名	個別予防接種情報ファイル	予防接種法関連情報ファイル	事前	法改正による
令和2年10月8日	—4 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の10項 別表第1の1の主務省令で定める事務を定める命令第10条	番号法第9条第1項 別表第1の10 別表第1の1の主務省令で定める事務を定める命令第10条 番号法第9条第1項 別表第1の93の2 別表第1の1の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2	事前	法改正による

令和2年10月8日	―5―② 法令上の根拠	①番号法第19条第7号 別表第2 【別表第二における情報照会の根拠】 16の2、17、18、19の項 【別表第二における情報提供の根拠】 16の2の項 ②別表第2省令 【情報照会の根拠】 第13条 【情報提供の根拠】 第13条	①番号法第19条第7号 別表第2 【別表第二における情報照会の根拠】 16の2、17、18、19、115の2の項 【別表第二における情報提供の根拠】 16の2、16の3、115の2の項 ②別表第2省令 【情報照会の根拠】 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 【情報提供の根拠】 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2	事前	法改正による
令和2年10月8日	Ⅱ－Ⅰ 特定個人情報ファイル名	個別予防接種情報ファイル	予防接種関連情報ファイル	事前	法改正による
令和2年10月8日	Ⅱ－2－③ 対象となる本人の範囲	定期予防接種の対象者(対象者が未成年の場合、その保護者を含む)	予防接種の対象者(対象者が未成年の場合、その保護者を含む)	事前	法改正による
令和2年10月8日	Ⅱ－2－③ その必要性	定期予防接種の接種勧奨や接種歴の管理・健康被害救済制度に関する業務を行うため	予防接種の接種勧奨や接種歴の管理・健康被害救済制度に関する業務を行うため	事前	法改正による
令和2年10月8日	Ⅲ－Ⅰ 特定個人情報ファイル名	個別予防接種情報ファイル	予防接種関連情報ファイル	事前	法改正による
令和2年10月8日	Ⅲ－3 リスクに対する措置	健康づくり情報システム(予防接種サブシステム)からは個別予防接種情報ファイルのみアクセスでき、予防接種業務以外の業務に用いるファイルにはアクセスできないようになっている。	健康づくり情報システム(予防接種サブシステム)からは予防接種関連情報ファイルのみアクセスでき、予防接種業務以外の業務に用いるファイルにはアクセスできないようになっている。	事前	法改正による
令和2年10月8日	Ⅲ－9 リスクに対する措置	【徳島市における措置】 ①関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員を含む。)に対しては、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、研修台帳に記録を残す。	【徳島市における措置】 ①関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、会計年度任用職員を含む。)に対しては、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、研修台帳に記録を残す。	事前	制度改正による
令和2年10月8日	V－1 実施日	平成27年3月10日	令和2年9月2日	事前	法改正による

令和3年10月15日	I-1-② 事務の内容	<p>予防接種法に基づき予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行っている。</p> <p>定期A類(主に集団予防。重篤な疾病の予防に重点。本人(保護者)に努力義務があり、国は接種を積極的に勧奨)及び定期B類(主に個人予防に重点。本人に努力義務はなく、国は接種を積極的に勧奨していない)のうち政令で定めるものについて、並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法で定める予防接種について、当該市町村に居住する者に対して予防接種の勧奨をし、実施している。また、予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、厚生労働大臣が認定した時は給付を行う。</p> <p>具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。</p> <p>①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④委託料の支払い ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給</p>	<p>予防接種法に基づき予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行っている。</p> <p>定期A類(主に集団予防。重篤な疾病の予防に重点。本人(保護者)に努力義務があり、国は接種を積極的に勧奨)及び定期B類(主に個人予防に重点。本人に努力義務はなく、国は接種を積極的に勧奨していない)のうち政令で定めるものについて、並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法で定める予防接種について、当該市町村に居住する者に対して予防接種の勧奨をし、実施している。また、予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、厚生労働大臣が認定した時は給付を行う。</p> <p>具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。</p> <p>①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④委託料の支払い ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給 ⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、接種証明書の交付を行う。</p>	事後	法改正による
令和3年10月15日	I-2-システム8-① システムの内容		ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	法改正による
令和3年10月15日	I-2-システム8-② システムの機能		<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システムへの接種対象者 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・接種証明書の交付に係る接種記録の照会 	事後	法改正による

令和3年10月15日	I-5-②法令上の根拠	<p>①番号法第19条第7号 別表第2 【別表第二における情報照会の根拠】 16の2、17、18、19、115の2の項 【別表第二における情報提供の根拠】 16の2、16の3、115の2の項</p> <p>②別表第2省令 【情報照会の根拠】 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 【情報提供の根拠】 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2</p>	<p>①番号法第19条第8号 別表第2 【別表第二における情報照会の根拠】 16の2、17、18、19、115の2の項 【別表第二における情報提供の根拠】 16の2、16の3、115の2の項</p> <p>②別表第2省令 【情報照会の根拠】 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 【情報提供の根拠】 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2</p> <p>番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	事後	法改正による
令和3年10月15日	I-6-①部署	保健福祉部 保健センター	健康福祉部 健康長寿課	事後	法改正による
令和3年10月15日	I-6-②所属長の役職名	保健センター所長	健康長寿課長	事後	法改正による
令和3年10月15日	II-2-⑥事務担当部署	保健福祉部 保健センター	健康福祉部 健康長寿課	事後	法改正による
令和3年10月15日	II-3-②入手方法		[○] その他ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	法改正による
令和3年10月15日	II-3-④使用部署	保健福祉部 保健センター	健康福祉部 健康長寿課	事後	法改正による

令和3年10月15日	Ⅱ-3-⑤使用方法	<p>1 対象者選定に関する事務 ・定期予防接種の対象者を生年月日にて確認し、予診票等送付する。</p> <p>2 委託料支払いに関する事務 ・月毎に接種種別、件数等から委託料を算出する。</p> <p>3 接種者情報に関する事務 ・予防接種の接種履歴の管理をする。</p> <p>4 健康被害救済制度が発生した場合の管理</p>	<p>1 対象者選定に関する事務 ・定期予防接種の対象者を生年月日にて確認し、予診票等送付する。</p> <p>2 委託料支払いに関する事務 ・月毎に接種種別、件数等から委託料を算出する。</p> <p>3 接種者情報に関する事務 ・予防接種の接種履歴の管理をする。</p> <p>4 健康被害救済制度が発生した場合の管理</p> <p>5 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。</p>	事後	法改正による
令和3年10月15日	Ⅱ-3-⑤情報の突合	住民票関係情報と突合して、予診票等を送付する	<p>住民票関係情報と突合して、予診票等を送付する</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う)</p>	事後	法改正による
令和3年10月15日	Ⅱ-4委託の有無 ※	(2)件	(5)件	事後	法改正による
令和3年10月15日	Ⅱ-4委託事項4		<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等業務</p>	事後	法改正による

令和3年10月15日	Ⅱ-4委託事項4①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	法改正による
令和3年10月15日	Ⅱ-4委託事項4②委託先における取扱者数		10人以上50人未満	事後	法改正による
令和3年10月15日	Ⅱ-4委託事項4③委託先名		株式会社 ミラボ	事後	法改正による
令和3年10月15日	Ⅱ-4委託事項4④再委託の有無 ※		再委託しない	事後	法改正による
令和3年10月15日	Ⅱ-4委託事項5		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの入力等業務	事後	法改正による
令和3年10月15日	Ⅱ-4委託事項4①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの入力等	事後	法改正による
令和3年10月15日	Ⅱ-4委託事項4②委託先における取扱者数		10人未満	事後	法改正による
令和3年10月15日	Ⅱ-4委託事項4③委託先名		株式会社徳島データサービス	事後	法改正による
令和3年10月15日	Ⅱ-4委託事項4④再委託の有無 ※		再委託しない	事後	法改正による
令和3年10月15日	Ⅱ-5提供・移転の有無	[○] 行っていない	[○] 提供を行っている	事後	法改正による
令和3年10月15日	Ⅱ-5提供先1		市区町村長	事後	法改正による
令和3年10月15日	Ⅱ-5①法令上の根拠		番号法 第19条第15号	事後	法改正による
令和3年10月15日	Ⅱ-5②提供先における用途		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	事後	法改正による
令和3年10月15日	Ⅱ-5③提供する情報		市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)	事後	法改正による
令和3年10月15日	Ⅱ-5④提供する情報の対象となる本人の数		10万人以上100万人未満	事後	法改正による
令和3年10月15日	Ⅱ-5⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		予防接種の対象者(対象者が未成年の場合、その保護者を含む)	事後	法改正による

令和3年10月15日	II-5⑥提供方法		[O] その他ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	法改正による
令和3年10月15日	II-5⑦時期・頻度		当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	事後	法改正による
令和3年10月15日	II-6 保管場所 ※	<p>【徳島市における措置】 施錠できる部屋に設置したサーバー内に保管する。サーバーへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要となる。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンター及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存する。</p>	<p>【徳島市における措置】 施錠できる部屋に設置したサーバー内に保管する。サーバーへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要となる。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンター及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存する。</p> <p>【ワクチン接種記録システムにおける追加措置】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 	事後	法改正による

令和3年10月15日	Ⅱー7備考		<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 <p>※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p>	事後	法改正による
令和3年10月15日	(別添1)ファイル記録項目		<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ 181接種回数、182実施日、183受付日、184市内外区分、185手帳有無、186接種不可理由コード、187ワクチンメーカーコード、188製造番号、189接種量 ・新型コロナウイルス ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類 ・製品名 ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名・ローマ字氏名・国籍・旅券番号) ・証明書ID ・証明書発行年月日 	事後	法改正による

<p>令和3年10月15日</p>	<p>Ⅲ-2リスクに対する措置の内容</p>	<p>予防接種履歴の開示を行う場合、「徳島市予防接種記録の開示に関する要領」に基づいて行う。申請書に必要事項を記入し、本人確認書類の提示を求める。複数の担当者によってダブルチェックを行う。</p>	<p>予防接種履歴の開示を行う場合、「徳島市予防接種記録の開示に関する要領」に基づいて行う。申請書に必要事項を記入し、本人確認書類の提示を求める。複数の担当者によってダブルチェックを行う。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>② 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。</p> <p>③ 接種者について、接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	<p>事後</p>	<p>法改正による</p>
<p>令和3年10月15日</p>	<p>Ⅲ-2特定個人情報の入手（情報提供ネットワークを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>		<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 	<p>事後</p>	<p>法改正による</p>

令和3年10月15日	Ⅲ-3リスクに対する措置の内容	健康づくり情報システム(予防接種サブシステム)からは予防接種関連情報ファイルのみアクセスでき、予防接種業務以外の業務に用いるファイルにはアクセスできないようになっている。	健康づくり情報システム(予防接種サブシステム)からは予防接種関連情報ファイルのみアクセスでき、予防接種業務以外の業務に用いるファイルにはアクセスできないようになっている。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	事後	法改正による
令和3年10月15日	Ⅲ-3具体的な管理方法	健康づくり情報システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにIDとパスワードによる認証及び生体認証による認証を行っている。	健康づくり情報システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにIDとパスワードによる認証及び生体認証による認証を行っている。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおけるのログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	法改正による
令和3年10月15日	Ⅲ-3その他の措置の内容	システムへのログインからログアウトまでを記録し、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人及び操作端末まで特定できる。また、操作ログの記録は、月1回セキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正なアクセスがないことを確認する。	システムへのログインからログアウトまでを記録し、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人及び操作端末まで特定できる。また、操作ログの記録は、月1回セキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正なアクセスがないことを確認する。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。	事後	法改正による

<p>令和3年10月15日</p>	<p>Ⅲ－3特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>		<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の2つの場面に限定している。 ・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	<p>事後</p>	<p>法改正による</p>
<p>令和3年10月15日</p>	<p>Ⅲ－4その他の措置の内容</p>		<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</p>	<p>事後</p>	<p>法改正による</p>

令和3年10月15日	Ⅲ-5特定個人情報の提供・移転に関するルール		定めている	事後	法改正による
令和3年10月15日	Ⅲ-5ルール内容及びルール遵守の方法		<ul style="list-style-type: none"> 番号法の規定に基づき認められている特定個人情報の移転について、本業務では具体的にだれに対し何の目的で移転できるかを記載したマニュアルを整備し、マニュアルにしたがって特定個人情報の移転を行う。 また、個人情報保護の研修(年1回)を実施し、理解度チェックを行い、マニュアルを理解しているか確認 	事後	法改正による
令和3年10月15日	Ⅲ-5その他の措置の内容		<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システムでは、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。</p>	事後	法改正による
令和3年10月15日	Ⅲ-5リスクへの対策は十分か		十分である	事後	法改正による
令和3年10月15日	Ⅲ-5特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、 ①本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。 ②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。 特定個人情報の提供は、限定された端末だけができるように制御している。 特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。 	事後	法改正による

<p>令和3年10月15日</p>	<p>Ⅲ-7 その他の措置の内容</p>	<p>【徳島市保健センターにおける措置】 ①サーバー設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。また、業務端末については、セキュリティワイヤで施錠し、特定個人情報の照会・更新はエミュレータ経由で行うため、端末内に特定個人情報を保有しない。 ②不正プログラム対策 コンピュータウイルス監視ソフトを導入し、端末のウイルスチェックを実施している。また、新種の不正プログラムに対応するため、ウイルスパターンファイルを定期的に更新を行う。 ③不正アクセス対策 不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理・有人監視及び施錠管理を行っている。また、設置場所はデータセンター内の専用領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、UTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限・侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を実施する。 ③中間サーバープラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルを定期的に更新を行う。 ④導入しているOS及びミドルウェアについては、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	<p>【徳島市健康長寿課における措置】 ①サーバー設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。また、業務端末については、セキュリティワイヤで施錠し、特定個人情報の照会・更新はエミュレータ経由で行うため、端末内に特定個人情報を保有しない。 ②不正プログラム対策 コンピュータウイルス監視ソフトを導入し、端末のウイルスチェックを実施している。また、新種の不正プログラムに対応するため、ウイルスパターンファイルを定期的に更新を行う。 ③不正アクセス対策 不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理・有人監視及び施錠管理を行っている。また、設置場所はデータセンター内の専用領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、UTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限・侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を実施する。 ③中間サーバープラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルを定期的に更新を行う。 ④導入しているOS及びミドルウェアについては、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	<p>事後</p>	<p>法改正による</p>
-------------------	----------------------	--	---	-----------	---------------

令和3年10月15日	Ⅲ－7その他の措置の内容		<p>ワクチン接種記録システムにおける措置</p> <p>【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p>	事後	法改正による
令和3年10月15日	Ⅲ－7その他の措置の内容		【技術的対策】	事後	法改正による
令和3年10月15日	Ⅲ－9具体的な方法	<p>【徳島市における措置】 ①関係職員（任用された派遣要員、非常勤職員、会計年度任用職員を含む。）に対しては、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、研修台帳に記録を残す。 ②委託業者に対しては、契約内容に必要な知識や技術の習得に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ③違反行為を行った関係職員に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を実施する。</p>	<p>【徳島市における措置】 ①関係職員（任用された派遣要員、非常勤職員、会計年度任用職員を含む。）に対しては、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、研修台帳に記録を残す。 ②委託業者に対しては、契約内容に必要な知識や技術の習得に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ③違反行為を行った関係職員に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を実施する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用 にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>	事後	法改正による

令和3年10月15日	Ⅲ－10その他のリスク対策	<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、高い技術力を有する運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、高い技術力を有する運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	事後	法改正による
令和3年10月15日	Ⅳ－1－①請求先	徳島市 保健福祉部 保健センター 予防接種担当 770-8053 徳島県徳島市沖浜東2丁目16 088-656-0540	徳島市 健康福祉部 健康長寿課 企画担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5523	事後	法改正による
令和3年10月15日	Ⅳ－1－②連絡先	徳島市 保健福祉部 保健センター 予防接種担当 770-8053 徳島県徳島市沖浜東2丁目16 088-656-0540	徳島市 健康福祉部 健康長寿課 企画担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5523	事後	法改正による
令和3年10月15日	Ⅴ－1－①実地日	令和2年9月2日	令和3年9月28日	事後	法改正による
令和4年5月20日	Ⅰ－2－②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システムへの接種対象者 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・接種証明書の交付に係る接種記録の照会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システムへの接種対象者 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施 	事前	

令和4年5月20日	Ⅱ-3-②その他	ワクチン接種記録システム(VRS)	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	事前	
令和4年5月20日	Ⅱ-3-⑤使用方法	<ol style="list-style-type: none"> 対象者選定に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> 定期予防接種の対象者を生年月日にて確認し、予診票等送付する。 委託料支払いに関する事務 <ul style="list-style-type: none"> 月毎に接種種別、件数等から委託料を算出する。 接種者情報に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> 予防接種の接種履歴の管理をする。 健康被害救済制度が発生した場合の管理 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 <ul style="list-style-type: none"> 当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 	<ol style="list-style-type: none"> 対象者選定に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> 定期予防接種の対象者を生年月日にて確認し、予診票等送付する。 委託料支払いに関する事務 <ul style="list-style-type: none"> 月毎に接種種別、件数等から委託料を算出する。 接種者情報に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> 予防接種の接種履歴の管理をする。 健康被害救済制度が発生した場合の管理 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 <ul style="list-style-type: none"> 当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 	事前	
令和4年5月20日	Ⅱ-3-⑤	<p>住民票関係情報と突合して、予診票等を送付する</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <p>当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う)</p>	<p>住民票関係情報と突合して、予診票等を送付する</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <p>当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。</p>	事前	
令和4年5月20日	Ⅱ-4委託事項	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等業務	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等業務	事前	

令和4年5月20日	II-4-①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	
令和4年5月20日	II-6保管場所	<p>【徳島市における措置】 施錠できる部屋に設置したサーバー内に保管する。サーバーへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要となる。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンター及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存する。</p> <p>【ワクチン接種記録システムにおける追加措置】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 	<p>【徳島市における措置】 施錠できる部屋に設置したサーバー内に保管する。サーバーへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要となる。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンター及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存する。</p> <p>【ワクチン接種記録システムにおける追加措置】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p>	事前	

令和4年5月20日	Ⅱ-6保管場所		<p>電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</p>	事前	
令和4年5月20日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類 ・製品名 ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名・ローマ字氏名・国籍・旅券番号) ・証明書ID ・証明書発行年月日 	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目/3回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) <p>※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ</p>	事前	

<p>令和4年5月20日</p>	<p>Ⅲ-2 リスクに対する措置の内容</p>	<p>予防接種履歴の開示を行う場合、「徳島市予防接種記録の開示に関する要領」に基づいて行う。申請書に必要事項を記入し、本人確認書類の提示を求める。複数の担当者によってダブルチェックを行う。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>② 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。</p> <p>③ 接種者について、接種証明書の交付のため</p>	<p>予防接種履歴の開示を行う場合、「徳島市予防接種記録の開示に関する要領」に基づいて行う。申請書に必要事項を記入し、本人確認書類の提示を求める。複数の担当者によってダブルチェックを行う。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>② 他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて</p>	<p>事前</p>	
------------------	-------------------------	--	---	-----------	--

<p>令和4年5月20日</p>	<p>Ⅲー2 リスクに対する措置の内容</p>		<p>③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>④③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)</p> <p>交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	<p>事前</p>	
------------------	-------------------------	--	---	-----------	--

<p>令和4年5月20日</p>	<p>Ⅲ-2 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置 > <ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 </p>	<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置 > <ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 </p>	<p>事前</p>	
------------------	---	--	--	-----------	--

<p>令和4年5月20日</p>	<p>Ⅲ-2 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入力し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。 	<p>事前</p>	
------------------	---	---	-----------	--